

コンプライアンスの向上について

職員として採用された後は、県職員としての自覚を十分にもって、勤務時間内外にかかわらず、県民の信頼を損なうことのないよう行動する必要があります。

自らの行動が、公務全体の信用に大きな影響を与えることを常に認識するとともに、法令等を遵守し、県民の信頼を裏切るような行為は絶対に行わないよう注意してください。

特に飲酒運転は絶対に禁止です。飲酒運転については、運転者だけでなく、同乗者や飲酒を勧めた者に対しても、事故の有無にかかわらず、懲戒免職等厳正な処分で臨むこととしています。

また、近年、インターネット上での不適切な行為が多く報道されています。安易な気持ちで行ったことが、重大な法令違反になり、家族や職場に大きな影響を及ぼすことになりますので、十分に注意してください。

【 インターネット上の不適正な行為（例） 】

- わいせつ、児童ポルノ等の画像を送信・掲載する行為
- 職務上知り得た情報や不適切な言動をSNSやブログ等に投稿する行為
- 他者を差別若しくは誹謗中傷するような行為
- 著作権等の知的財産権を侵害する行為

《参考》地方公務員法

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。